



自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用は禁止です。

愛知県道路交通法施行細則の一部改正

平成24年4月1日施行

自転車運転中の携帯電話の使用 禁止

メールなどにより、携帯電話の画面を注視することは禁止です。

大音量でイヤホン等を使って音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で自転車を運転することの禁止

安全な運転に必要な音や声とは、例えば、救急車等のサイレン、他の車のクラクション等があります。

罰則：5万円以下の罰金

大音量でカーラジオ等を聞くなど、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で自動車や原付バイクなどを運転することは禁止です。

